

社会福祉法人 西海市社会福祉協議会
介護予防通所介護事業
「西海市社協えのしまデイサービスセンター」運営規程

（事業の目的）

第1条 この規程は、社会福祉法人西海市社会福祉協議会（以下「本会」という。）が開設する介護予防通所介護事業所（以下「事業所」という。）が行う介護予防通所介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員及び看護師・准看護師等の看護職員、介護職員、機能訓練指導員（以下「介護予防通所介護従業者」という。）が、要支援状態にある高齢者等に対し、適正な介護予防通所介護事業を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 介護予防通所介護の提供にあたっては、事業所の生活相談員等は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

2 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（事業所の名称等）

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名 称 西海市社協えのしまデイサービスセンター

(2) 所在地 長崎県西海市崎戸町江島 2283 番地 3

（職員の職種、員数及び職務内容）

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

(1) 管 理 者 1 名

管理者は、事業所の従業者管理及び業務管理を行う。

(2) 通所介護従事者

介護職員 常勤 2 名、非常勤 4 名

介護予防通所介護従事者は、介護予防通所介護の業務にあたる。また、事業所に対する介護予防通所介護の利用の申し込みに係る調整と介護予防通所介護計画の作成等を行う。

（営業日及び営業時間）

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営 業 日 通常日曜日から土曜日までの毎日とする。

(2) 営業時間 午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分までとする。

ただし、このほかの需要がある場合は、この限りではない。

（介護予防通所介護の利用定員）

第6条 事業所の利用定員は、1 日 8 人とする。

（介護予防通所介護の内容）

第7条 介護予防通所介護の内容は、地域包括支援センターまたは、指定居宅介護支援事業者が作成した介護予防サービス・支援計画表に基づいて、次に掲げるもののうち必要と認められるサービスを行うものとする。

ただし、介護予防サービス・支援計画表が作成されていない場合は次に掲げるもののうち本会と利用者との相談（確認）により選定し、サービスを行うものとする。

入浴に関すること

食事に関すること

アクティビティー実施に関すること

機能訓練に関すること

栄養に関すること

口腔機能向上に関すること

相談助言に関すること

（介護予防通所介護の利用契約）

第8条 本会は、介護予防通所介護の提供の開始にあたり、利用者及び家族等に対して介護予防通所介護サービス利用契約書の内容に関する説明を行った上で、利用者又はその家族等と利用契約を締結するものとする。ただし緊急を要すると管理者が認める場合にあっては、利用契約の締結はサービスの開始後でも差し支えないものとする。

（介護予防通所介護の利用料等及び支払いの方法）

第9条 介護予防通所介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準による「介護報酬の告示上の額」とし、当該介護予防通所介護が法定代理受領サービスであるときは、その 1 割の額とする。

2 前項のほか、次に掲げる料金の支払を受ける。

(1) 食費 350 円

(2) 前項に掲げるもののほか、日常生活において通常必要となる費用で、利用者負担が適

当と認められる経費については、その実費を別途徴収することができる。

3 第1項及び第2項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する文書に署名(記名押印)を受けるものとする。

4 介護予防通所介護の利用者等は、本会の定める期日までに、利用料等を金融機関口座振替または現金等により納付するものとする。

（通常の事業の実施地域）

第10条 通常の事業の実施地域は、西海市の区域とする。

(サービス利用にあたっての留意事項)

第11条 生活相談員等は、利用者に対してサービス利用にあたっては従業者の指示に従ってもらうよう協力を求める。

2 生活相談員等は、事前に利用者に対して次の点に留意するよう協力を求める。

気分が悪くなったときはすみやかに申し出る。

共有の施設・設備は他の迷惑にならないよう利用する。

時間に遅れた場合は、送迎サービスが受けられない場合がある。

(緊急時等の対応)

第12条 介護予防通所介護従業者等は、介護予防通所介護を実施中に、利用者の病状等に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(事故発生時の対応)

第13条 利用者に対する介護予防通所介護の提供により事故が発生した場合は、保険者、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を行う。

2 利用者に対する介護予防通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

第14条 非常災害対策に備えて、消防計画、風水害、地震等に対処する計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、年間を通じて定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。

(苦情処理)

第15条 管理者は、提供した介護予防通所介護に関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、担当職員を若干名置き解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じ、利用者及び家族に説明するものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第16条 事業所は、介護予防通所介護従事者の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後3か月以内

(2) 年1回以上の継続研修

2 職員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を守らなければならない。

3 事業所は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を守るため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を守るべき旨を職員に誓約させる。

4 この事項に定める事項のほか、運営に関する重要事項は会長が別に定めるものとする。

附 則

この規程は平成18年6月28日に制定し、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この規程は平成19年3月28日に改正し、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は平成20年3月27日に改正し、平成20年4月1日から施行する。